

山梨県公報

第十九号

令和元年

七月十一日

木曜日

目次

○土地改良区設立認可申請の適当決定……………	一六一
○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………	一六一
○景観保全型広告規制地区の指定の一部改正……………	一六一
○道路の区域変更……………	一六一
○道路の供用開始……………	一六一
○個人情報保護条例の施行状況……………	一六二
○行政文書の開示の実施状況……………	一六二
○建設業の許可の取消し……………	一六三
○二十九年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………	一六三
その他……………	一六七
○あつせん員候補者の告示……………	一六七
○一般競争入札について……………	一六八
正誤……………	一六八
○平成三十一年三月二十九日付号外第十七号中……………	一六八

告示

山梨県告示第四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、上野原市秋山四百八十四番地一原田富夫外十六名から申請のあった一古沢土地改良区設立認可申請を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

縦覧書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し
- 三 縦覧期間 令和元年七月十二日から同年八月九日まで
- 三 縦覧場所 上野原市役所
- 四 異議申出期間 令和元年八月十日から同月二十四日まで

山梨県告示第四十四号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、令和二年一月十五日から適用する。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一(三)12中「(南巨摩郡南部町中野字中尾三千七百六十五番から同郡身延町波高島字追沢千三百四十七番二までの区間を除く。)」を削る。

山梨県告示第四十五号

景観保全型広告規制地区の指定(平成二十六年山梨県告示第二百七十四号)の一部を次のように改正し、令和二年一月十五日から適用する。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一中「平成三十年三月三十一日まで」の下に「、船津小海線地区(令和元年山梨県告示第四十五号により追加して指定した区域に限る。)」にあっては、令和元年七月十一日から令和二年一月十四日まで」を加える。

山梨県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和元年八月一日まで一般の縦覧に供する。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市飯田五丁目二八三七番地先から 甲府市飯田五丁目二七三番二地先まで	三・〇 七・二	三・〇 一・二・六	七三・〇	七三・〇

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和元年八月一日まで一般の縦覧に供する。

令和元年七月十一日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	精進湖畔線	南都留郡富士河口湖町精進字 青木ヶ原五一四番一地从先から 南都留郡富士河口湖町精進字 笈の峠五一一番二九地先まで	九九・五	令和元年七 月十七日

公 告

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第六十六条第二項の規定により、平成三十年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

個人情報取扱事務の登録の件数	一、一二七件
山梨県個人情報保護条例の施行の状況	一、一二七件

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数	九、八四五件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況	九、八四五件
審査請求の件数	〇件
審査請求の処理状況	〇件

二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事	一三九件
教育委員会	六、一五一件
人事委員会	三〇三件
警察本部長	二、九八二件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	一〇五件
公立大学法人山梨県立大学	一六五件

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成三十年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

行政文書の開示の状況	開示請求	開示決定
合計	七五五件	六六九件

不開示決定	全部開示決定	一五六件
	一部開示決定	五二三件
取下げ		四〇件
審査請求		四六件
審査請求に対する裁決		〇件
		二件

二 実施機関別の請求の状況

知事	六七二件
議会	一件
教育委員会	三〇件
選挙管理委員会	六件
人事委員会	一件
公営企業管理者	一件
警察本部長	二八件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	五件
山梨県道路公社	一件

● 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和元年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和元年六月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社井上重建
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市飯野新田五十四番地
 - 3 代表者の氏名 井上今朝行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第八一四〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 被処分者の取締役が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項第一号等の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

人事委員会

● 二千十九年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について
 二千十九年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
 令和元年七月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。 高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。

2 受験資格

(1) 昭和35年4月2日以降に生まれた者

(2) 山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（平成31年3月末現在）有する者（ただし、平成31年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者は除く。）

ア 「山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。

- ・ 勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は職務経験に通算することができる。

- ・ 休暇・休業・退職等のため1ヶ月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

イ 「平成31年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者」とは、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県内に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職員として勤務している者又は勤務した経験のある者であって、アルバイトやパートタイム形態で勤務している者を除く。

ウ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

- (1) 試験案内掲載日（山梨県ホームページ／職員採用サイトに掲載）
令和元年7月19日（金）
- (2) 受付期間
・令和元年8月9日（金）から令和元年9月6日（金）まで
・令和元年9月6日（金）は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
期間中、常時受付
- (4) 受付方法
インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和元年9月22日（日） （受付時間）午前8時30分から 午前8時50分まで	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	令和元年10月20日（日）	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
	令和元年11月9日（土）又は令和元年 11月10日（日）のいずれか指定する 1日	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 〔試験時間120分〕	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。 【出題分野】 知識分野 （時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題） 知能分野 （文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題）
第2次試験	人物試験	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。
		表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行う。

論文試験 〔試験時間90分〕	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 第1次試験は、活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 令和元年10月4日（金）
イ 最終合格者発表 令和元年11月18日（月）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ／職員採用サイトにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、239,400円程度となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 人物試験集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ／職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 詳細は、「2019年度山梨県（U・Iターン型）民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和元年七月十一日

山梨県労働委員会

会長 小野正毅

氏名

経歴

委嘱年月日

小野正毅

弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長代理 第四十三期山梨県労働委員会会長

平成二十七年七月二日

堀内寿人

弁護士 第四十三期山梨県労働委員会会長代理

令和元年七月一日

赤池幸江

特定社会保険労務士 第四十二・四十三期山梨県労働委員会公益委員

平成二十九年七月三日

窪田哲也

公認会計士 第四十三期山梨県労働委員会公益委員

令和元年七月一日

齋藤雅代

山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会公益委員

平成二十七年七月二日

萩原雄二

連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員

平成十九年七月五日

窪田清

連合山梨事務局長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会

平成二十三年七月一日

会労働者委員

杉原孝一

TDK労働組合甲府支部書記長 第四十三期山梨県労働委員会労働者委員

令和元年七月一日

坪井茂

NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員

平成三十一年一月二十三日

宮下竜三

富士急行労働組合執行委員長 第四十三期山梨県労働委員会労働者委員

令和元年七月一日

小林隆二

山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員

平成二十三年七月一日

小侯精三

有限会社小侯製作所代表取締役 第四十三期山梨県労働委員会使用者委員

令和元年七月一日

栗山直樹

株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員

平成二十九年七月三日

長坂正彦

株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員

平成二十九年七月三日

古屋哲彦

公益財団法人産業雇用安定センター山梨事務所所長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員

平成二十九年七月三日

上野直樹

山梨県労働委員会事務局長

平成三十一年四月二十四日

佐久間浩之	山梨県労働委員会事務局次長	平成三十一年四月二十四日
坂村裕輔	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成三十年四月二十五日

● 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年七月十一日

富士山有料道路管理事務所長

功 刀 忠 昭

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路舗装補修工事
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山四合目地内
 - 3 工事概要 切削オーバーレイ工(車道) LⅡ六百メートル、WⅡ七・六メートルから八・五メートル、AⅡ四千七百三十平方メートル 区画線設置工 一式
 - 4 工期 令和元年八月二十三日から同年十二月十三日まで
 - 5 予定価格 二千七百四十一万二千元
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和元年七月十九日(金)から同月二十五日(木)までの山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。(URL) <http://subarune.jp/>

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成三十一年三月二十九日(号外第十七号)公布山梨県人事委員会規則第七号(山梨県職員給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則)

八	下	終わりから	が認める	認める
---	---	-------	------	-----